

令和7年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務仕様書

1. 件名

令和7年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

3. 業務の目的

島根県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）における令和5年度の健康診査（以下「健診」という。）受診率は、内科健康診査 25.25%、歯科口腔健康診査 11.55%であり、それぞれが第2期データヘルス計画の目標で掲げていた受診率（内科 28%、歯科 18%）より低い状況である。

また、健診の結果は、発注者が被保険者の健康課題を把握するために必要なデータの一つであるとともに、市町村においてPDCAサイクルに沿った保健事業を実施する上でも重要なデータである。

以上を踏まえ、発注者及び市町村において的確な保健事業を展開するため、過去の健診結果データ等を活用し効果的かつ効率的に受診勧奨を行い健診の受診者数増加及び受診率を向上させることを目的とする。

4. 受診勧奨対象者

令和7年度の内科健康診査及び歯科口腔健康診査対象者のうち、当該年度中に76歳～80歳になる者で、受診勧奨通知発送時点での当該年度の健診未受診者とし、透析、心不全、脳疾患、がん治療中、要介護1～5等（以下「除外条件」という）に該当しない者とする。

5. 業務内容

(1) 関係データ等の提供

① 発注者は、別紙「発注者が受注者に提供するデータ等」に掲げる本業務を行うために必要な健診結果等のデータをCD-Rを用いて対面又は追跡可能な配送サービス（レターパック等）により受注者に提供する

② ①の運用ができない場合は、発注者及び受注者が協議して、個別に提供方法を決定する。

(2) データ分析・受診勧奨候補者の抽出

① データ分析を可能にするためのデータ加工

受注者は、発注者の提供したデータファイルを統合し、欠損している値に関しては可能な限りそれを埋める等、データ分析ができる状態となるようデータを加工する業務を行う。

②受診勧奨候補者の抽出

受注者は、発注者の提供したデータファイルを基に、除外条件に該当した者を除外し、残りの者のフレイルの重症化リスクを分析して高リスク者から順に上位 20,000 人程度を受診勧奨候補者として抽出し候補者一覧を記載したリストを作成し発注者へ納品する。

リストには対象者の住所、送付先住所、郵便番号、送付先郵便番号、氏名、送付先氏名、被保険者番号、生年月日、年齢、性別、所在市町村名、送付先設定の有無の 12 項目を確実に記載し、対象者各々の過去の健診受診歴、フレイル重症化リスク度等の優先的に受診勧奨すべき情報を記載する。

(3) 受診勧奨対象者の決定

発注者は、5 - (2) -②により抽出された受診勧奨候補者のリストを基に資格喪失者の調査と市町村へ除外希望者の有無の調査を行って候補者の絞り込みを行い、受診勧奨対象者を最大 15,000 人決定し、発注者は当該対象者のリストを受注者へ提供する。

(4) 通知物の作成・発送

①通知物の作成

受注者は、受診勧奨対象者の健診受診へ向けた行動変容を促すメッセージを掲載した通知物（受診勧奨用資材）を作成する。

通知物には、発注者の提供したデータを基に受診勧奨対象者の送付先郵便番号、送付先住所、宛名、住所地の市町村名、健診担当部署名、市町村健診担当部署連絡先、健診受診に係る必要情報を記載した通知物をカラー印刷する。その他の仕様については発注者と受注者が協議して決定する。

a 通知物の宛名印字

宛名印字は漢字又はカナ印字にて行う。印字する宛名に外字が含まれる場合は、発注者が提供する外字ファイルを使用して印字すること。

漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字を行う。送付先が被保険者ではない相手方へ設定されている場合は、その相手方と被保険者の両方の氏名を併記すること。なお、宛名印字に使用するデータ授受の回数は、当該データに不備がある場合等を除き、原則 1 回とする。

b 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は 2 回以上とし、最大 3 回とする。

②通知物の発送

発送は、令和 7 年 9 月上旬と 11 月上旬のうち特定の日を決定し、そのうち市町村毎の希望に応じたいずれかに行う。なお、詳細な発送日は契約締結後に発注者と受注者双方協議のうえ定める。発送方法は日本郵便株式会社による郵送とし、発送に係る費用は、本業務の契約金額に含むもの

とする。

(5) 報告業務

受注者は、委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく受診勧奨実施による受診率の推移等（市町村別受診率の推移・勧奨通知有無別受診率の推移、フレイル重症化リスク度別受診率推移、対象者の行動変容等）について効果測定を行い報告書として作成し、発注者に対し報告を行う。

また、上記効果測定を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

6. 成果物及び納品期限

- (1) 受診勧奨対象者リスト（Excel 形式）を格納した電子媒体

令和7年11月30日まで

- (2) 報告書（Excel 形式、または PowerPoint 形式）を格納した電子媒体

令和8年3月31日まで

7. セキュリティ体制等

- (1) 各作業場への入室には、ID カードや指紋認証などの入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できるようにすること。

- (2) データ入力を行う場所、業務サーバー設置場所にはデータ移動や保管することを目的とした USB やポータブル HD などの持込みは禁止すること。

- (3) 業務に使用するデータは、アクセス権限が管理されたサーバーに保管すること。

- (4) 外部記録媒体でデータ受領する場合は、当該外部記録媒体は施錠された金庫で管理すること。

8. 個人情報の保護等

- (1) 個人情報については、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。

- (2) 受注者は、本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用及び加工し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

- (3) 本業務の実施にあたって、発注者から引き渡された提供データなどの関係資料及び媒体等については、本業務終了後速やかに、復元不可能な状態にしたうえで受注者の責任において確実に廃棄し、その旨を書面にて報告すること。

- (4) 本業務の実施に伴う制作物が、第三者の著作権等を侵害しないよう注意すること。また、第三者から制作物に関して著作権侵害等を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

9. その他の特記事項

- (1) 発注者及び受注者間で、CD-R等の電子媒体や紙媒体の授受を行う場合に発生する費用は全て受注者の負担とする。
- (2) 発注者及び受注者は、委託業務開始にあたり業務の詳細を決定する打合せを実施する。なお、打合せ場所や日時、方法などについては双方協議のうえ決定する。
- (3) 自社に在籍する医療専門職（保健師等）や分析を行う者等を含む体制図を提出すること。
- (4) 本業務の契約締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (5) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (6) 受注者は、成果物納入後に発注者が実施する対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果物に補正が必要な場合は遅滞なく当該補正を行うこと。
- (7) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に廃棄を行うこと。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

【事前準備行為であることの承諾】

本件は、令和7年4月1日以降に契約する準備行為であることを御承諾のうえ、参加申込み願います。

発注者が受注者に提供するデータ等

発注者は、令和7年度島根県後期高齢者健康診査受診勧奨業務仕様書の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者に提供する。

1. 委託業務の事業開始に当たって発注者が受注者に事前に提供するもの

(1) 被保険者情報データ、対象者リスト作成用データ

- ①被保険者管理台帳（KDB 帳票 p26_006）／ファイル形式：CSV
- ②FKAC167／ファイル形式：CSV 令和2年度分～令和6年度分（健診結果情報）
- ③FKAC176／ファイル形式：CSV 令和5年度分～令和6年度分（後期質問票情報）
- ④後期高齢者歯科口腔健診結果／ファイル形式：Excel 令和2年度分～令和6年度分
- ⑤レセプトデータ 医科、DPC、歯科、調剤／ファイル形式：CSV 令和2年度分～令和6年度分

(2) 印刷・発送関連データ

①受診勧奨候補者リスト／ファイル形式：Excel

※文字コードは原則 Shift-JIS または UTF-8、フォントは KAJO_J 明朝とする。他の文字コードによる対応が必要となる場合、発注者は、それが利用可能であることを事前に受注者へ確認の上、受注者へ提供する。

※個人識別番号（前項（1）の必須データに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

②外字ファイル／ファイル形式：KAJO_JIM.TTE

③宛名データ指示書（宛名印字用データ）／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、受注者の定める様式に従い提供するものとする。

2. 通知物の発送の都度提供するもの

印刷・発送関連データ

発送対象者リスト作成データ

- ・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※発送対象から除外対象者について、発送の都度受注者の定める様式に従い指定日に提供するものとする。

3. 事業成果検証に当たって報告書作成前に提供するもの

報告書関連データ

報告書作成用データ

- ・受診結果データ（FKAC167、歯科口腔健診結果）／ファイル形式：Excel, CSV 令和7年度分

※受診者の個人番号、受診年月日（8ケタ）、受診区分フラグの3列を含むものとする。なお、受診結果データは、原則発注者が作成し、受注者に提供するものとするが、必要に応じて発注者及び受注者協議の上、提供方法については変更できるものとする。

4. その他

(1) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、提供の回数やタイミングについて変更が必要となった場合、また本紙に定めのないデータが必要になった場合は、発注者及び受注者協議の上で、その対応を決定する。